

都道府県別判定対象建築物一覧表

都道府県	判定対象建築物	業務を行う事務所
青森県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
岩手県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
宮城県	判定を要する全ての建築物とする（計画通知は知事が別に定めたもの（災害公営住宅等）に限る）	本社（東京）・東北・福島 埼玉・神奈川・千葉
秋田県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
山形県	次のいずれかに該当する建築物とする 1. 延べ面積が10,000㎡を超える建築物 2. 高さが31mを超える建築物 3. 他の指定構造計算適合性判定機関が業務規程により判定しないと定めた建築物 4. 建築物の2以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合には、それぞれの部分を一の建築物とみなす。ただし、一以上の部分が上記のいずれかに該当する場合は、その他の部分も該当するものとみなす。	全ての事務所
福島県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
茨城県	判定を要する全ての建築物とする	本社（東京） 埼玉・神奈川・千葉
栃木県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
群馬県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
埼玉県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
千葉県	判定を要する全ての建築物とする	本社（東京）・千葉 埼玉・神奈川
東京都	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
神奈川県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
新潟県	次のいずれかに該当する建築物とする 1. 延べ面積が2,000㎡を超える建築物 （ただし、延べ面積が10,000㎡以下の建築物で建築基準法第18条第2項に該当する建築物を除く） 2. 建築基準法施行令第81条第2項第一号口に定める構造計算（限界耐力計算等）による建築物 3. 延べ面積10,000㎡を超える建築物で、建築基準法第18条第2項（計画通知）に該当する建築物 4. 大臣認定プログラムを用いた計算の建築物 5. その他、知事が必要と認める建築物	全ての事務所
富山県	次のいずれかに該当する建築物とする 1. 延べ面積が2,000㎡を超える建築物 2. 高さが20mを超える建築物 3. 建築基準法施行令第81条第2項第一号口に定める構造計算（限界耐力計算等）による建築物 4. 延べ面積が2,000㎡以内、かつ、高さが20m以内の建築物のうち、当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第3第3号の規程等により判定できない建築物 5. 一の申請又は通知において前各号に掲げる建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物	全ての事務所
石川県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
福井県	次のいずれかに該当する建築物とする 1. 構造計算に係る床面積（建築基準法第20条第2項の規定に基づき別の建築とみなすことができる部分が2以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積（以下同じ））が5,000㎡を超える建築物 2. 構造計算に係る床面積が5,000㎡以下の建築物のうち委任基準第3第1項第1号の委任を受けた指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程の業務範囲に含まれないもの 3. 一の確認申請に係る計画において、構造計算適合性判定を要する建築物の部分が2以上で委任基準第3第1項第1号および第2号の建築物が含まれている場合に限り、第1号の建築物の判定を行う	全ての事務所
長野県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所

都道府県	判定対象建築物	業務を行う事務所
岐阜県	<p>次のいずれかに該当する建築物に係る構造計算適合性判定の業務。 なお、一の構造計算適合性判定に係る建築物が2以上あり、いずれか一の建築物が次のいずれかの建築物に該当するときは、当該構造計算適合性判定に係る建築物全てを次のいずれかの建築物に該当するものとみなす</p> <ol style="list-style-type: none"> 延べ面積が3,000㎡を超える建築物（建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。） 建築基準法施行令第81条第2項第1号口に定める構造計算（限界耐力計算等）による建築物 適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物 建築基準法第20条第1項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの 高さが31mを超える建築物 構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物 構造耐力上主要な部分に設計基準強度36N/mm²以上のコンクリートを使用する建築物 政令第80条の2の規定に基づき、次により国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準に従った構造を有する建築物 <ol style="list-style-type: none"> 昭和58年建設省告示第1320号（プレストレストコンクリート造） 平成12年国土交通省告示第2009号（免震建築物） 平成13年国土交通省告示第1641号（薄板軽量形鋼造） 平成14年国土交通省告示第410号（アルミニウム合金造） 平成14年国土交通省告示第463号（システムトラス） 平成14年国土交通省告示第464号（コンクリート充填鋼管造） 平成14年国土交通省告示第666号（膜構造） 平成15年国土交通省告示第463号（鉄筋コンクリート組構造） 建築基準法施行令第39条第3項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた平成25年国土交通省告示第771号第3項第二号（特定天井）構造方法を用いた建築物 その他知事が必要と認める建築物 	全ての事務所
愛知県	判定を要する全ての建築物とする	愛知
三重県	判定を要する全ての建築物とする	三重
	<p>一の判定の申請に、いずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第81条第2項第1号口に定める構造計算（限界耐力計算等）による建築物 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物 一の判定対象部分の床面積が5,000㎡を超える建築物又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物 	<p>（※①1.及び2.の判定は全ての事務所）</p> <p>（※②5,000㎡超えは三重、愛知、長野に限る）</p>
鳥取県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
島根県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所 （※2,000㎡以下は山陰に限る）
岡山県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
広島県	<p>次のいずれかに該当する建築物とする</p> <ol style="list-style-type: none"> 延べ面積が1,000㎡を超えるの建築物 法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による一の確認申請又は法第18条第2項の規定による一の計画通知における別棟（法第20条第2項の規定により別の建築物とみなすものを含む。）で延べ面積1,000㎡以下の建築物を含み、法第6条の2第1項の指定確認検査機関を兼ねる一の法第18条の2第1項の指定構造計算適合性判定機関以外に法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定の申請をすることができない建築物で、この指定確認検査機関に確認申請をするものを除く建築物 	本社（東京）・広島 岡山・愛媛
山口県	<ol style="list-style-type: none"> 延べ面積3,000㎡を超える建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造のみで接している建築物にあつては、当該部分。） 建築基準法施行令第81条第2項第1号口に定める構造計算（限界耐力計算等）による建築物 他の指定構造計算適合性判定機関が準則等の規定により判定できない建築物 上記業務の対象となる建築物と同一の建築確認申請に係る他の建築物 	全ての事務所
徳島県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
香川県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
愛媛県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所

都道府県	判定対象建築物	業務を行う事務所
高知県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
佐賀県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
長崎県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
大分県	次のいずれかに該当する建築物とする 1. 延べ面積5,000㎡を超える建築物(法20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積) 2. 建築基準法施行令第81条第2項第1号口に定める構造計算(限界耐力計算等)による建築物 3. すべての大分県指定判定機関の構造計算適合性判定業務規定において業務の範囲に含まれない建築物、及びすべての大分県指定判定機関が判定できない建築物 4. 上記業務の対象となる建築物と同一の建築確認申請に係る他の建築物	全ての事務所
宮崎県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
鹿児島県	判定を要する全ての建築物とする	全ての事務所
沖縄県	判定を要する全ての建築物とする	本社(東京)・沖縄 福岡・鹿児島